

ロンドン事務所

【新法施行で選挙制度が大きく変革】英国

「2006年選挙管理法 (Electoral Administration Act 2006)」が発効し、英国の選挙制度は大きく変革した。同法は、不正選挙と投票率低下に対する懸念から生まれたもので、条項の大半は、「選挙委員会 (Electoral Commission)」が2003年6月以降、政府に提示した提言を基にしている。つまり同法は、同委の提言に対する政府の返答を集約したものであると言える。

選挙委員会は、「2000年政党、選挙、国民投票法 (Political Parties, Elections and Referendums Act 2000)」に基づいて2001年に創設された独立機関である。選挙制度改正に関して政府に提言、ガイダンスを発行する義務を負い、国会に対して説明責任を有する。なお憲法事項省は、英国での選挙に関して、「全ての人の投票を可能にする」「可能な限り投票率を上げる」「可能な限り不正選挙を防ぐ」という3原則を掲げている。

政府は、2005年10月に同法の法案を国会に提出した。その目的は、「不正選挙関連法の適用事項拡大」「投票の安全性向上」「選挙人登録期間の延長」「事務手続きと立候補に関する規則の簡素化」「全ての選挙について、被選挙権年齢の21歳から18歳への引き下げ」であった。これ以外にも、選挙委員会にさらに多くの権限を与える条項や、地域の選挙人名簿を中央で一括統合する電子データベース構築計画「オンライン合同選挙人登録 (CORE)」の枠組みも盛り込まれていた。また、2005年の総選挙で、スタッフオードシャー・サウス選挙区の候補者が選挙戦中に死亡し、この議席については投票が1ヶ月以上遅れるという事態が発生したため、同法は、こうした場合でも投票を実施するためのより大きな権限を選挙事務官に与えた。

英国では今年3月、労働党が上院議員候補に指名した人物がそれ以前に党に融資をしていた事実を首相官邸が隠していたことが暴露され、さらに野党第一党の保守党にも同様の疑惑が浮上し、大きな政治スキャンダルとなった。これを受け、同法案には、「全ての政党は、選挙委員会に提出する財政報告において、寄付と同様の扱いでこうした融資も全て報告しなければならない」とする条項が盛り込まれた。また、野党は上院で、選挙人の登録を現在の世帯単位から個人単位に変える修正案を提出、可決されたが、政府はこれに抵抗し、下院で過半数の反対により却下した。

同法は、今年7月11日に女王の裁可を受けて発効した。同法により、他人名義で郵便投票の利用を申し込むことが新たに違法となったほか、他の有権者になりすまして投票した者をより容易に逮捕できるようになった。また従来、投票所に入ることができるのは有権者と選挙スタッフのみに限られていたが、子供を持つ親が投票しやすい

よう、両親の付き添いがあれば子供も投票所に立ち入り可能とすることが初めて定められた。さらに、選挙人登録をし易くするため、選挙実施が発表された後も、投票日の最高 11 日前まで登録を受け付けると規定された。前述の「オンライン合同選挙人登録 (CORE)」については、その枠組みが盛り込まれたものの、現在システムを構築中であり、導入時期はまだ発表されていない。同法は、政府が方針を決定後、CORE 導入のための政令 (secondary legislation) を国会に上程できる権限を国務大臣に与えている¹。選挙管理委員会は、同法を「前向きな一歩」として概ね歓迎しているが、選挙人登録を世帯単位から個人単位に変えるべきとの同委の提言を政府が無視し続けていることに対しては失望感を顕わにしている。

同法発効の直前、選挙委員会は報告書を発表し、5 月 4 日に実施された今年の地方選挙は、調査の範囲内では著しい不正も見つからず、法に抵触する行為はなかったと結論付けた。投票日以降、地方選に関連して 8 件の訴状が裁判所に提出され、うち 4 件は、特定の地域の選挙結果に影響を及ぼした可能性のある不正行為に関するものだった。残りの 4 件は、集計ミスにより間違った選挙結果が発表・確認されたという「事務的事項」に関するものである。報告書はまた、被選挙権年齢引き下げに関して間違った情報がマスコミに流れていたため、一部の候補者や、党または候補者の代理人、選挙スタッフが、既に引き下げが行われたと誤解する事態に至ったと記した（その後同法施行により、現時点では既に引き下げは実施済み）。

選挙委員会は 8 月 3 日に更なる報告書を発表し、政府による選挙制度近代化の試みの一環として 5 月の地方選で 21 の地域において実施されたパイロットスキームは、特に問題もなく成功裡に終わったと結論付けた。スキームの参加自治体は、応募した複数の地方自治体の中から選ばれた。実施されたスキームは以下の通りである。

- ・ ロンドン・ブレント区
 - － 郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ブレントウッド市
 - － 投票所で投票者に投票前の署名を義務付け。郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ブロックスボーン市
 - － 投票日の前倒し（通常の投票日にも投票実施）
- ・ ロンドン・ハロー区
 - － 郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ロンドン・ルイシャム区

¹ CORE が導入されたとしても、地方自治体は地域での選挙人名簿を作成・提供し続けるが、CORE のデータを「反映」させることになるとみられている。

- － 投票所で投票者に投票前の署名を義務付け。スーパーマーケット内や街の中心部に投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。郵便投票用紙の追跡ができるウェブサイトの開設。投票の自動集計
- ・ ノウズリー市、リバプール市、セント・ヘレンズ市、セフトン市（いずれもマージーサイド州）
 - － 郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ロンドン・ニューアム区
 - － 郵便投票利用者の署名を機械で自動チェック。老人ホーム内に移動投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。
- ・ ピーターバラ市
 - － 投票所で投票者に投票前の署名を義務付け
- ・ ラッシュムア市
 - － 街の中心部及び軍基地内に投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。これらの投票所では、障害者による投票用紙記入を補助するための施設を設置
- ・ シュルーズベリー・アンド・アッチャム市
 - － ショッピングセンター内及び田園地帯の特定の場所に投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。郵便投票用紙の追跡ができるウェブサイトの開設。「選挙カード」²に立候補者に関する情報を記載。郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ステイブネージ市
 - － 郵便投票利用のための誓約書上の署名と、郵便投票申込用紙上の署名を手作業で照合。郵便投票利用のための誓約書の簡素化
- ・ ストラトフォード・オン・エーボン市
 - － 郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ スウィンドン市
 - － 郵便投票利用のための誓約書の簡素化
- ・ ゲーツヘッド市、ニューカッスル市、サウス・タインサイド市、サンダーランド市（いずれもタイン・アンド・ウィア州）
 - － 街の中心部に投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。これらの投票所で投票する有権者には、投票前の署名を義務付け。郵便投票利用のための誓約書の簡素化。郵便投票利用者の名簿作成
- ・ ロンドン・ウェストミンスター区
 - － 軍兵舎内に投票所を開設し、投票日に先立って投票を実施（通常の投票日にも投票実施）。投票の自動集計

² 投票の日時、投票所の場所を記載した葉書で、有権者全員に郵送される。

(参考)

<http://www.dca.gov.uk/legist/electadmin.htm>

<http://www.lordprivyseal.com/output/Page1001.asp>

http://news.bbc.co.uk/1/hi/programmes/bbc_parliament/4655290.stm

<http://www.electoralcommission.org.uk/elections/eladbill.cfm>

<http://www.electoralcommission.gov.uk/media-centre/newsreleasereviews.cfm/news/572>

<http://www.electoralcommission.gov.uk/media-centre/newsreleasereviews.cfm/news/559>

http://www.dca.gov.uk/consult/core/core_cp2905.pdf#search=%22Core%20%22online%20register%22%22

【政府による地方自治改革の今後】英国

コミュニティー・地方自治省による地方自治白書と、マイケル・ライオンズ卿による地方財政と地方行政に関する最終調査報告書の発表を前に、政府の地方自治改革の方針が見え始めてきている。

地方自治白書は、デービッド・ミリバンド前コミュニティー・地方自治相が作成を決めたものだが、同相が今年5月の内閣改造で環境・食糧・農村問題相に就任したため、後任のルース・ケリー氏が引き継いだ。ケリー氏はコミュニティー・地方自治相に就任後、自身の方針を盛り込んだ白書作成には時間がかかるとして、白書発表の延期を要請し、認められていた。この際、ブレア首相は同相に書簡を送り、直接公選首長導入の促進など、今後の地方自治改革に望む点を伝えた。

しかし、最近のブレア首相の辞任時期をめぐる確執と意見対立により、白書が本当に発表されるのかどうか、未だに疑問視する向きもある。辞職を迫る声の高まりでブレア首相の立場が弱くなっている事実とともに、中央政府機関に対しては伝統的に財務省が大きな影響力を持っていることから、大臣や政府の広報官からは、「地方自治白書は事実上、内容が薄められたものになっている」との声が繰り返し聞かれている。

しかし、ケリー・コミュニティー・地方自治相は、今年9月に発表した声明でこうした懸念を否定し、白書に含まれる見込みの政府案を一部明らかにした。これには、土地、公会堂、スポーツ施設など、より地域に密着した資産の管理をコミュニティーに任せるという提案³が含まれ、また、地域の安全確保を目指す新たなシステム「コミュ

³ この提案の実現に関しては、ロンドン・ルイシャム区のバリー・クワーク事務総長のもとで進められている「コミュニティーによる所有と管理の見直し (Community Ownership and Management Review)」によって、コミュニティー・地方自治省に報告される予定となっている。尚、クワーク事務総長は 2004

ニティーによる行動請願 (Community Call for Action) 」の概要も盛り込まれた。

「コミュニティによる行動請願」は、治安・安全の分野で、警察などによる十分な取り組みが行われていないと思われる問題に関して、地域の住民が、地方議員を通して努力を要請するシステムであり、「警察・司法法案 (Police and Justice Bill) 」に盛り込まれている。このシステムが導入されると、地域の治安・安全関連の問題について、どの事項に優先的に取り組むかを、地域の住民投票で決めることができるようになる。政府は、同システムを将来、治安・安全だけでなく、地方自治の他の分野にも適用し、地域の政策決定に住民が参加する機会を拡大したい意向である。

ケリー・コミュニティ・地方自治相はまた、ライオンズ卿による調査に関する会合で、都市圏域 (city region) ⁴化について自身の考えを述べ、直接公選首長制に消極的な姿勢を示した。同相はブラウン財務相派に属しており、こうした姿勢は、「財務省並びにブラウン財務相は、イングランドで現在以上に直接公選首長が増えることに反対している」というマスコミの憶測に符合するものである。

ケリー・コミュニティ・地方自治相は同会合で、トロント市やトリノ市の例に倣い、イングランドの主要都市が「City Development Companies、CDCs」を設置することを提案した。同相によると、政府案では、それぞれのCDCsの名称、所属する自治体、権限は各団体の任意とされる。また政府は、CDCsが市の希望により設置されることを望んでおり、中央政府が強制することは避けたい意向である。既にこうした組織として、「バーミンガム・コベントリー・ブラックカントリー都市圏 (Birmingham, Coventry and the Black Country City Region) 」と「クリエイティブ・シェフィールド (Creative Sheffield) 」の2つが存在している。しかし前者は、所属する全ての都市を公平に扱うべく付けられた長く曖昧な名前のため、失笑を買っている。

(参考)

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2246>

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1502944>

<http://www.timesonline.co.uk/article/0,,2-2357083,00.html>

年、地方自治体による業務の効率性向上を目指す取り組みの一環として、副首相府 (ODPM、現在は廃止) により、「地方自治体の効率性推進人 (Efficiency Champion for Local Government)」に任命されている。その責務は、地方自治体や政府各省、その他のパートナーと連携し、効率性向上のためのベスト・プラクティス (優良事例) を共有・奨励しながら、パフォーマンス改善のための取り組み強化を行うことである。

⁴ 大都市が、その周辺都市を含めて一つの地域を形成しているとみなす考え方。周辺都市は雇用の場を大都市に頼っており、大都市は労働力を周辺都市に頼っている。

【コミュニティーの結束強化、過激主義への対抗目指す「融合・結束委員会」が発足】 英国

コミュニティー・地方自治省は、2005年7月7日のロンドン同時テロ事件を受けて設置が決まっていた独立の委員会「融合・結束委員会（Commission on Integration and Cohesion）」の発足を発表した。

同委員会の責務は、「英国全土のコミュニティーが、結束を強化し、過激主義に立ち向かうための革新的アプローチを検討すること」とされている。前述の通り、同時テロ後に設置が決められたが、今年5月の地方選後に行われた内閣改造に伴う混乱のため、発足が延期されていた。

今年6月には、ロンドン・イーリング区の事務総長であるダラ・シン（Darra Singh）氏が委員長に任命されたことが発表され、13人の委員の顔ぶれも8月下旬に明らかにされていた。委員には、行政部門、警察、学会などからの人材とともに、地方議員、コミュニティー・ワーカー⁵なども登用されている。

同委員会による最初の報告書は2007年6月に発表予定で、今後、一般の人々とのミーティングや諮問作業を行っていく。報告書の目的は以下の通りである。

- ・異なる地域に存在する異なる集団間に対立関係を生み出し、人々の断絶と紛争を引き起こす問題を検討する
- ・地域コミュニティーの団結と融合にとって障害になっていると思われる問題を、コミュニティーと行政側が克服するための方策を提案する
- ・地域のコミュニティーが過激主義思想に立ち向かうための方策を検討する
- ・地域の問題防止能力を形成するための取り組み、対立状態から回復できる構造を地域に根付かせるための取り組みを検討する

(参照)

<http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2231>

<http://www.guardian.co.uk/race/story/0,,1857171,00.html>

【ベルリン都市州とメクレンブルク・フォアポンメルン州の州議会議員選挙】ドイツ

9月17日にベルリン都市州の州議会議員選挙及び区議会議員選挙、また州憲法改正についての住民投票、メクレンブルク・フォアポンメルン州の州議会議員選挙が行われ

⁵ 地域と共同で、社会的弱者である住民を、教育活動などを通して支援する仕事。地方自治体のほか、慈善団体や教会、学校などに属する。

た。両州は現在社会民主党（SPD）と左党・民主社会党（PDS）の「赤・赤」連立が政権を取っている。今年の春に行われた他州の州議会議員選挙と同様、この2州でも大きな逆転は起こらなかった。両州とも社会民主党（SPD）が勝利を収めたが、ベルリン都市州では票を伸ばしたのに対し、メクレンブルク・フォアポンメルン州では票を落とすこととなった。

ベルリン都市州では、SPDは2001年の選挙で29.7%のあった得票率を1.1ポイント増の30.8%まで伸ばし、野党のキリスト教民主同盟CDUは23.8%から2.5ポイント減少し21.3%となった。最も得票率が減少したのは左党・民主社会党（PDS）で、22.6%から13.4%へ9.2ポイントの減少であった。これに対し緑の党は、得票率を9.1ポイント伸ばし、13.1%となり、選挙直後は連立政権に復帰する意向も発表された。また、その他の傾向としては、小規模政党に投票される票の増加が目覚しかったことが挙げられる。2001年の選挙では、合計して4.9%の得票率でしかなかった「その他の政党」で片付けられる小規模政党への投票は13.8%まで伸びた。「その他の政党」には、中高齢者を代表するグレー・パンサー党、女性のための党、失業者のための党や環境保護党などが含まれる。この傾向から、投票行動の多様化が進んでいるといえる。

メクレンブルク・フォアポンメルン州では、SPDは2002年の選挙（ここでは任期は4年間に比べ、10.4ポイント減少し、30.2%の得票率にとどまった。しかし、野党のCDUが2.6%減の28.8%であったため、SPDは引き続き第一党の座を確保した。この旧東ドイツの州では、左党・PDSは得票率をほぼ維持することができ、16.4%（2001年）から16.8%となった。また、旧東ドイツの州では、緑の党はあまり成功していないという現象が今回の選挙にも明らかになり、2001年の2.6%の得票率を3.4%に延ばしたが、5%阻止条項を超えられなかったため、議席の獲得には至らなかった。しかし、メクレンブルク・フォアポンメルン州の最も注目を集めたことは、右翼のドイツ国民民主党（NPD）が、予測されたように投票率を0.8%から7.3%に大幅に伸ばし、初めて州議会の議席を得た点である。

ベルリン都市州議会の149の議席（定数がなく、選挙ごとに選挙制度により生じる超過議席の影響で議席数は変化する）は、次のように配分される。SPDは53議席（改選前は44議席）、CDUは37議席（35）、左党・PDSは23議席（3）。緑の党は23議席（14）となり、左党・PDSと同議席数となった。選挙直後には、緑の党の代表者は、再び連立政権に参加する可能性が高いと発言していたが、市長が率いるSPDとの話し合いは早くも決裂した。SPDはすでに連立与党である左党・PDSだけと交渉することを決定し、まもなく政権が成立する見通しである。

州議会選挙と同時に、ベルリン都市州の12区の区議会選挙と、州憲法の改正に関する住民投票も行われた。第62条と第63条の改正は、住民請願と住民投票に関するもので、原則ではなく、その実施についての要件を緩和することが目的で、賛成票は84%と高

かった。多数の選挙を同日に実施したため、102件の異なる投票用紙が用いられた。したがって、2つの区で選挙日の午前中に間違った用紙が配布されたことも不思議なことではなかった。投票率は58%で、2001年の68.1%に比べて10ポイントほど低下した。

メクレンブルク・フォアポンメルン州では、71議席の州議会は次のように構成されることになる。SPDは23議席（改選前33議席、以下同様）、CDUは22議席（25）、左党・PDSは13議席（同数）、新しく議席を獲得した自由民主党（FDP）は7議席、同じく右翼のドイツ国民民主党（NPD）は6議席となる。すべての政党は、ナチ時代の考え方を引継ぎ、人種差別主義的な発言を連発するNPDの議会進出を非難し、なぜこの選挙で支持率を伸ばしたことについての分析を続けている。最近では、失業率が高く、将来の展望がないなどの理由に加え、18歳から25歳まで男性の支持率が特に高かったことが注目されている。メクレンブルク・フォアポンメルン州では、SPDの州首相は、選挙直後には引き続き左党・PDSとの連立を希望するような発言をしたが、早くも交渉が破綻し、現在では連邦レベルからヒントを得て、「大連立」に向けてCDUとの交渉が続いている。ここでの投票率は59.1%で、2002年の70.6%からも大きく減少した。

NPDの支持率増加がドイツのイメージを傷つけると心配している声が多い。しかしイメージの改善に努めるよりは、NPDの支持の原因と戦うことがこれからの課題である。その成否が判明するのは次回の選挙である。

（参照）

Der Landeswahlleiter Berlin, „Berliner Wahlen 2006“:

<http://www.berlin.de/wahlen/index.php/aghbvwahl-2006/ergebnis/ueberblick/ueberblick.htm>

Der Landeswahlleiter Mecklenburg-Vorpommern, „Landtagswahl 2006 in Mecklenburg-Vorpommern“:

http://www.mecklenburg-vorpommern.eu/cms2/Landesportal_prod/Landesportal/content/de/Land_und_Regierung/Regierung_und_Landesorgane/Landtag/Landtagswahl_2006/index.jsp

Der Spiegel im Internet, Landtagswahlen 2006 Spezial:

<http://www.spiegel.de/politik/0,1518,k-6974,00.html>

<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,437536,00.html>

Die Sueddeutsche im Internet, “Landtagswahlen 2006”:

<http://www.sueddeutsche.de/deutschland/special/954/82872/>

Die Zeit im Internet, “Ganz unten”

<http://www.zeit.de/online/2006/38/Pflueger?page=all>

The Economist, Sep. 23rd to 29th 2006, „Berlin: Poor but sexy“, p. 43/44

【ドイツの強い都市圏：ハノーバーの例】ドイツ

9月に、ニーダーザクセン州でも地方選挙が行なわれた。ここでは、州議会ではなく、市町村議会議員と一部の市町村長、郡議会と一部の郡長、そして特別自治体の性質を持つハノーバー圏（Region Hannover）の圏議会選挙と圏長の選挙であった。議会の選挙は比例代表制を利用するのに対し、首長選挙の場合は多数代表制であるため、第2投票（決戦投票）が行われるようになる。第1選挙日は9月10日で、第2選挙日は2週間後の24日であった。市町村議会選挙では、ほぼキリスト教民主同盟（CDU）が第一党の立場を守ることができた。41.3%の得票率は、2001年の42.6%に比べ、1.3ポイントの減少であった。一方、社会民主党（SPD）は2ポイント減の36.6%を獲得し、自由民主党FDPは、ほぼ横ばいの6.7%であった。

市町村長選挙の場合、大衆政党SPDとCDUにとってそれぞれ良い結果となった。州都であるハノーバー市では、34年間市長を勤めた現役市長が引退することとなり、第一選挙で元債務担当だった市職員がSPDの市長として当選を果たした。第2の都市であるブラウンシュイク市では、CDUの市長が再選された。

ハノーバー圏では、84名で構成される圏議会議員が選出され、圏長は第2投票で決定された。圏長の任期は、法律改正により5年から3年延期され、8年となった。ハノーバー圏の住民にとっては、圏としての二回目の選挙となった。ハノーバー圏は2001年にハノーバー市、ハノーバー郡とハノーバー地方市町村連合を母体として誕生し、その年に初めての選挙が行われた。ハノーバー市とその他の市町村は自治体として存続するが、郡と市町村連合がその合併で廃止された。合併の目的は、地域（圏）の能力を高め、自治体間の協力を促進するとともに、効率性を追及し市民に対するサービスの向上を図るためである。2300平方キロメートルの地域人口は110万人で、21の市町村が存在する。日本の県と市町村の2層制によく似ているが、ドイツでは郡独立市と郡がこのように合併したケースはこれが初めてであった。1996年に初めてハノーバー市、ハノーバー郡とハノーバー地方市町村連合の幹部職員が地域規模の組織を提案したが、かなり早い時期に州レベルと市町村レベルの支持を得て、2001年にはその組織を設立するための必要な州法が成立し、11月に初めての選挙が行われた。

ハノーバー圏の主な責任は、経済と雇用、公共交通、動物園と公園・レジャー施設、環境保護と気候変動対策、社会福祉と青少年サービス、病院、職業訓練学校、廃棄物収集と処理、地域財政である。これらのさまざまな業務を行うための権限は、州、市町村、郡と連合から委譲されたため、一方では分権的な要素もあったが、他方では市町村からの事務の引き上げもあった。市民にとってサービスが改善された例は、廃棄物処理である。2003年には単一の廃棄物収集・処理機関を設立し、効率的な運営のため、市民が負担する廃棄物収集料金は2008年まで据えおかれ、他地域と比べても低い方と

なっている。

このように、ドイツの都市では、現在求められているさまざまな役割を果たすため、また、都市間競争で優位に立つための組織的な改革を行っている。ハノーバー圏のように、議会と直接選挙で選ばれた首長を持つ都市圏は初めてであるが、シュトゥットガルト市が参加する都市圏など、その他の地域にも別な形での成功例があり、これらが欧州都市間の競争力比較において、ドイツの都市が高いランクに位置づけされている一つの原因であると思われる。

(参照)

Land Niedersachsen, „ Region Hannover “;

http://www.mi.niedersachsen.de/master/C815165_N13717_L20_D0_I522.html

Region Hannover, „ Entwicklung der Region “;

<http://www.hannover.de/de/buerger/entwicklung/regionsentwicklung/index.html>

Region Hannover, „ 5 Jahre Region Hannover “;

<http://www.hannover.de/data/download/Region/Fb5JahreRH.pdf>

Land Niedersachsen, „ Kommunalwahlen 2006“;

http://www.aktuelle-wahlen-niedersachsen.de/KW2006/Kommunalwahl_2006.html